

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)大出日山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年12月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大出日山風力発電事業 環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、島根県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第283号)附則第3条第5項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：島根県雲南市及び安来市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出 力：最大46,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

|             |            |
|-------------|------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 令和5年3月29日  |
| 住民意見の概要等受理  | 令和5年6月13日  |
| 島根県知事意見受理   | 令和5年9月12日  |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和5年12月21日 |

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)

(別紙)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 大出日山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本方法書に記載されている各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法は、事業計画が定まっていない状況で選定されているため、事業計画を策定あるいは変更した際は必ず見直しを行い、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 事業実施区域及びその周辺は、特別天然記念物オオサンショウウオなど、重要な動物種が多数生息している。また、特別天然記念物のコウノトリの飛来地や繁殖地、天然記念物のヤマネ等の希少種や「しまねレッドデータブック」掲載種が生息している可能性があることから、調査の実施にあたっては、専門家等の意見を踏まえ、適切な時期、位置、手法により、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域周辺には、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、景観に対する調査地点の選定に当たっては、地域住民が日常慣れ親しんでいる場所も考慮する等、適切に調査地点を追加し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
5. 大出日山は登山道の利用者が多いことから、主要な人と自然とのふれあいの活動の場として、調査地点に追加すること。
6. 水の濁りの評価に当たっては、河川や沢の所在を的確に把握して濁水到達の推定を適切に実施し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
7. 植物相の調査については、適切な調査ルート及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(島根県知事からの意見書の写しを添付)